**北秋田市移住支援事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　北秋田市（以下「市」という。）は、あきた未来総合戦略（秋田県まち・ひ

と・しごと創生総合戦略）及び北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、

秋田県（以下「県」という。）と共同して行う秋田県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住

した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金

の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

２　当該移住支援金の交付については、秋田県移住・就業支援事業の実施要領（以下、

「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。

（対象者要件）

第３条　次の（１）の要件を満たし、かつ（２）又は（３）の要件に該当し、世帯の

申請をする場合にあっては（４）の要件を満たす申請者を対象とする。

### （１）移住等に関する要件

### 次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

#### 移住元に関する要件

#### 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

##### 　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京23区に在住していたこと。

##### 　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す３か月前の時点において、連続して５年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して５年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

#### 移住先に関する要件

#### 次に掲げる事項の全てに該当すること。

##### 　平成31年４月１日以降に転入したこと。

##### 　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

##### 　市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### 　その他の要件

#### 次に掲げる事項の全てに該当すること。

##### 　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

##### 　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

##### 　その他県又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### （２）　就職に関する要件

### 次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### （ア）　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

#### （イ）　就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

#### （ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

#### （エ）　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

#### （オ）　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

#### （カ）　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

#### （キ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

###  　起業に関する要件

### 　　１年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

### 　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### （ア）　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

#### （イ）　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

#### （ウ）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成31年４月１日以降に転入したこと。

#### （エ）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

#### （オ）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の申請者は、申請書（様式１）、移住先の就業先の就業証明書（様

式２）及び本人確認書類に加え、第３（１）の要件を満たし、かつ（２）又は（３）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（４）の要件を満たすことを証

する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第５条　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付

することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式３）により、当該

申請者に通知する。

２　審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第６条　交付決定を行った申請者に対しては、申請から３ヶ月以内に移住支援金の交

付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第７条　申請者が補助金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知書

の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式４。以下

「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第８条　市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当

と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書［再交付］（様式５）により、

申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第９条　県及び市は、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確

認するため、必要があると認めるときは、秋田県移住・就業支援事業に関する報告

及び立入調査を求めることができる。

（就業状況等の異動届出）

第10条　移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から５年間におい

てその住所、就業先について異動があった場合は、様式６により市長に届出をしな

ければならない。

（返還請求）

第11条　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当

する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの

限りではない。

（１）全額の返還

1. 虚偽の申請等をした場合
2. 移住支援金の申請日から３年未満に転出した場合
3. 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
4. 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に転出した場合

　（雑則）

第１２　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

 附　則

この要綱は、平成31年５月１日から施行する。